

【②添付書類について】

Q1. 就労証明書に記入漏れがありました。自分で追加記入してもいいですか。

就労証明書、診断書等は証明者が事実に基づき記入するものであり保護者が追記することは不正な証明にあたりますので、絶対に行わないで下さい。保護者自身で記入したことが発覚した場合その証明は無効となり申し込みが出来なくなる場合があります。

Q2. 採用されて間もないため、就労証明書の最近3か月の勤務状況の記入欄が空欄になっているが、このまま提出してもいいですか。

空欄部分があっても提出可能ですが、最近3か月分の給与明細書などの勤務実績がわかる書類の提出をお願いする場合があるので給与明細書又は出勤簿の写しの保管をお願いします。

Q3. 雇用形態を選択する欄があるのですが、選考に影響があるのでしょうか？

選考に影響はありません。

Q4. 転職することになったのですが、就労証明書の提出は必要ですか？

勤務状況等を確認するため転職先の就労証明書の提出が必要です。退職から転職まで一月以上期間を要する場合等には認定変更の手続きが必要な場合もございますので、保育こども園課までお問合せいただくようお願いします。

Q5. 就労証明書の英語版もありますか。

ご用意しております。保育こども課窓口又はホームページからダウンロードしてください。

Q6. 委託を受けて仕事をしているが、こういった書類提出が必要か。

就労証明書の雇用の形態を業務委託に「☒」をして提出してください。また、委託契約書も添付書類として提出してください。

Q7.4月から開業を予定しており申し込み時点で、営業実態を確認できる書類を準備できません。どうすればよいですか。

開業に係る書類等をできる限り持参いただくこと及び就労証明書・申立書（令和6年10月～）にて相違ないことを証明する誓約欄の内容をご確認のうえご署名いただく必要があります。